

広島市長 松 井 一 實 様

## 2020 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2019年10月2日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中原 ひろみ
幹 事 長	中森 辰一
副幹事長	近 松 里 子
	藤井 敏子
	吉瀬 康平

## 目 次

はじめに .....	P 2
総務関係 .....	P 3
消防上下水道関係 .....	P 4
文教関係 .....	P 4
経済環境関係 .....	P 6
厚生関係 .....	P 7
建設関係 .....	P 10
その他（災害） .....	P 11

## はじめに

来年は2020年 被爆75年目を迎えます。広島市が取り組んできた2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)の最終年です。

被爆者を先頭にした被爆体験の継承や署名活動など被爆自治体として支援されてきた取り組みが、一昨年の国連における核兵器禁止条約の採択につながりました。

来年はニューヨークで原水爆禁止世界大会が開催されるなど、市民社会が核兵器の非人道性を人類の共通認識へと広げつつあります。核兵器禁止条約の一日も早い発効が待たれます。

そうしたなか広島市は、200万人広島都市圏構想の実現で、周辺自治体と連携し、都市基盤や都市機能を充実させ、人口減少に歯止めをかけて、安全で安心な生活ができる理想的なまちを目指すとしています。

しかし、その中身は、広島市が連携中枢都市にふさわしく都市機能の充実強化・賑わいづくりをすすめることが最重要課題とされ、大型開発最優先の行政運営に軸足がおかれ、その中で市民生活に向けた施策が犠牲となりつつあり、さらに平和都市の在り方にも影響が及んでいると考えます。

今年10月からの消費税増税は市民の暮らしを直撃します。インボイス制の導入で多くの小規模事業者が廃業の危機に立たされています。

個人消費が冷え込み、地域経済の低迷が懸念されます。そうしたなか国は軍事費を肥大化させる一方で、社会保障予算をつぎつぎに削減する計画を明らかにしています。

要介護1・2のサービスを介護保険から外して自治体の総合事業に移すことを検討していますし、年金は3割も減り続けていくなか老後の不安は大きくなるばかりです。

豪雨災害からの復旧もままならず、次の自然災害を心配する声もあり、生きていく上で市民は様々な困難に直面しています。

昨年度に実施された広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果からは、「子育てにかかる経済的支援の充実」が最多となっており、10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」により浮き財源となる32億円は、子どもの最善の利益のために使われる必要があります。

いうまでもなく、地方自治の本旨とは国から独立した自治体として、行政を行うことです。国の基準に従順に従うのではなく、住民の利益を守る立場で自治体が自主性を発揮して国の基準を上回って、独自の施策の実施により、住民の福祉の増進をはかるべきです。

このような視点から来年度予算の編成にあたり、以下 110項目の要望をします。是非、来年度予算に反映されるようご検討下さい。

## 《総務関係》

1. 長時間・過密労働を解消するために職員の増員をおこなうこと。
2. 会計年度任用職員の導入に際し、正規職員を減らさないこと。
3. 公契約条例を制定し、公共工事や業務委託に従事する労働者がワーキングプアにならないように正当な賃金と権利が保障すること。
4. 市が雇用する職員の賃金だけでなく指定管理者との委託契約額の算定にあたっては、時給 1000 円以上で積算して人間らしく暮らせる賃金水準を確保すること。
5. 市税・国保料などの滞納者の中には、多重債務や就労問題、精神疾患など様々な問題を抱えている人も多い。その場合、庁内の関係する部署が連携し、生活を立て直す支援を行うこと
6. 滞納者にはしっかり生活の実態を聞き取り、生活を脅かすような取り立てや差し押さえをしないこと。生活再建まで寄り添う支援を行うこと。
7. 世界遺産原爆ドームのバッファゾーン内の商業的な開発行為は認めず、「かき船」と「カフェポンテ」を移転させること。
8. 広島市公共施設等総合管理計画の策定する際、地域で住み続けられるように、一方的な公共施設の複合・集約化の押し付けをしないこと。
9. 「スケボー」などニュースポーツ施設を各区に整備すること。
10. 障害者への合理的配慮の視点から全ての公共施設にエレベーターを整備すること。
11. 高齢化がすすむなか政治参加を保障するため地域の投票所を増やすこと。
12. 中学校単位に出先機関を設けて、地域の課題に応じた職員を配置すること。
13. 幹部職員への女性の登用、審議会等の委員も男女同数をめざすなど、女性の政策・意思決定の場への参加を拡大させること。
14. 職員の研修に「ジェンダー平等」「性的マイノリティへの理解」「パワハラ・セクハラ禁止」を主要な項目として位置付けること。
15. 性的マイノリティのパートナーシップ制度を創設し、あらゆる施策を見直してその権利を守ること。
16. 会計年度のパートタイム職員にも退職金を支払うこと。

## 《消防上下水道関係》

1. 水道事業の広域連携の名で県の役割を肩代わりすることはやめること。市民に対し安く安全な水の提供に責任を持ち、決して水道・下水道の運営権を民間会社に売り渡すことはしないこと。

## 《文教関係》>>

1. 35人学級を実施する「少人数教育推進のための段階的プラン(第1期)」は10年以上経過したが、中学校2・3年は除外されている。幼児教育・保育の無償化で浮いた財源を使い、教室と教員の確保など教育予算を抜本的に増やして、中学校2・3年生の35人以下学級を早期に実施すること。
2. 小学校の英語科は英語科教員免許をもつ専科教員を全校に配置すること。
3. 教職員定数の改善を国に要望するとともに、定数内臨採を減らし、最低限、授業に穴があくことのないように教職員を採用する計画をたてること。
4. 業務量の軽減や教師の増員で、教員の多忙化と長時間勤務を解消すること。
5. 在校等時間管理システムは「持ち帰り仕事」も含めた正確な労働時間が把握できるようにすること。
6. 習熟度に応じて教室を移動し、生徒を学力で区別する習熟度授業は中止し、学習集団と生活集団を一つにし多様な能力の子どもが共同で学び、教え合える環境に戻すこと。
7. 全校へ学校栄養教諭を配置するとともに、民間給食センターが請け負っている佐伯区内の学校には市費で栄養教諭を増やすこと。
8. 給食は教育の一環である。義務教育は無償となっている。かつて政府は経済力がついたら無償にすると答弁していたにもかかわらず、今日まで保護者に負担させていることは政府の怠慢である。給食の無償化を国に求めるとともに市独自にでも無償化を始めること。

9. デリバリー給食の見直しにあたっては、民間大規模給食センターでなく、第一義的に自校単独調理方式として直営で実施すること。
10. 老朽化した小学校の給食室は、現地で建て替え、自校単独調理方式を維持すること。
11. 給食の提供方法の見直しは内部だけの検討でなく、保護者や栄養教諭、専門家を含めた公開された検討委員会で検討を深めること。
12. 理科室にエアコンを早期に設置すること。
13. 子どもが一番に利用している児童館の遊戯室へのエアコン整備を急ぐこと。
14. 児童館の公設公営を守り「指定管理者制度」の導入を行わないこと。
15. 指導員の抜本的な処遇改善を行い必要な指導員が確保できるようにすること。
16. すべての小学校区に児童館を早急に整備完了させるため。年間4館ずつの新設計画に戻すこと。また、災害時の避難所になっている101館の児童館の遊戯室にエアコンを整備すること。
17. 放課後児童クラブの有料化や民営化をしないこと。
18. 放課後児童クラブの保育の質を保つため、現在の条例に定めた指導員の資格・配置基準を堅持すること。また、放課後児童クラブは指導員の三人体制へとさらなる拡充をはかること。
19. 夏休みの臨時入会など放課後児童クラブの受付事務は大変な重荷になっている。各区役所で行うように見直し、指導員の負担を軽減すること。
20. 登録児童数にあう男女別トイレへと改修・増設してください。児童館や放課後児童クラブのトイレも洋式化を進めること。
21. 学校教育で必要なものは最大限共有にし、「教育は無償」となるよう学校管理運営費を増額し、私費負担を減らすこと。
22. 増え続けている特別支援学校の小学部のマンモス化を解消するため、分離増設の検討を進めること。
23. 特別支援学級の学級編成基準をつくること。6名を超える学級に、非常勤講師を配置すること。
24. 特別支援学校での重度重複児への医療的ケアの充実をはかるため看護師を増員すること。
25. 特別支援学校では教職員の定数内の欠員数が大きい。教職員の免許保有率を引き上げるためにも、専門性のある教員の計画的な採用を行うこと。

26. 平成7年から計画的に通級指導教室を設置してきたというが、通級指導教室の整備計画が止まっている。整備計画を明らかにすること。
27. 高等学校への通級指導教室の設置計画をしめすこと。
28. 4月18日に実施された全国学力状況調査では、中学3年生は初の英語、パソコンを使って「話すこと」のテストがあったが、調査結果だけで中学3年生のスピーキング力を判断するのは乱暴だとの声が新聞報道でも出されている。教育予算のムダ使いを止め、業務改善の視点からも、点数獲得競争に学校を駆り立てる学力テストはやめること。
29. 広島県は大学進学時の経済的負担軽減のための給付制度として、返済不用の給付制奨学金を導入した。広島市でも独自の給付型奨学金制度を導入して、経済的な理由で学びをあきらめるとこのないようによること。
30. 市立高等学校の授業料無償化を所得に関係なく実施すること。その財源措置の復活を国に求めること。
31. 国際平和文化都市にふさわしく民族教育をみとめ、市独自の判断で朝鮮学校の補助金を復活すること。
32. いじめ防止対策を見直すにあたり、全ての教職員が子どもの権利条約を学ぶこと。
33. 学校設備である机や椅子が傷んで子どもが怪我をすることのないように、予算を確保し、早期に安心して学べる環境を整備すること。学校管理運営費(消耗品費・備品)を増額すること。
34. LGBTなど性別に違和感をもつ児童生徒が気軽に相談できるように、カウンセラーによる相談体制を充実させること。また、学校現場における対応にも配慮したガイドラインを作成すること。

#### 《経済観光環境関係》

1. 新規の企業立地補助金の最高額は10億円から5億円に軽減されたが、新たにオフィスを借りる事業者を補助対象としている。つぎからつぎへと一部企業を優遇する制度は廃止すること。

2. 広島市の地域経済の最大の担い手は中小企業であり、その振興をはかる施策をいっそう推進するため、「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。実効性あるものにするために、策定当初から中小業者を参加させること。
3. 耐震対策事業や、高齢者・障害者の住宅改造の補助事業以外の一般の住宅リフォームを対象とする補助制度を早期に制度化すること。
4. 区役所を始めとして行政が発注者側の意識を高め、小規模修繕契約希望者登録制度の一層活用をはかり、地域の小規模事業者の仕事と雇用を確保すること。
5. 森林を保全し、有害鳥獣が地域住民に被害を及ぼさないようにすること。
6. 少子化対策につなげるためには、若者の安定した雇用が不可欠である。中小零細事業者のものづくり技術の継承をはかるうえでも、事業者には雇用促進補助金などの支援をおこなう制度を創設すること。
7. 宝塚市では、35歳～45歳を対象に就職氷河期で非正規雇用の道しかなかった人に対し、特別枠で市職員としての採用試験を実施している。広島市でも自治体が率先して、正規雇用をふやす取り組みを行うこと。
8. 農産物の地産地消を推進し、安全な農産物を生産する農業者が農業を継続できるよう支援を強めること。
9. 生産緑地制度を導入すること。+

#### 《厚生関係》

##### ●保育園・子ども

1. ふくしま第2保育園が地域の保育行政に果たしている役割は大きく廃園方針は撤回すること。
2. 行き詰った企業主導型保育所を止めて、自治体が設置、監査できる保育施設になるように国に求めること。
3. 待機児童の多い地域において、認可保育園の増設を進め待機児解消をはかること。
4. 保育士の給与・待遇のさらなる改善を国に要望するとともに、市独自でもとりくむこと。
5. 公立保育園の3歳児以上の子どもにも完全給食を実施し、主食の暖かいご飯を提供



すること。

6. 子どもの医療費補助制度は入院も通院も中学校3年生まで、どの子も完全無料にすること。
7. ひとり親家庭医療費補助制度に一部負担を導入しないこと。
8. 県の取り組みに頼るだけでなく市独自に小児科医師養成のための奨学金制度を創設すること。
9. 幼児教育・保育の無償化が充実したものとなるよう給食材料費の実費負担とせず、主食費も含めて広島市が負担し保育料の完全無償化をはかること。
10. 国の指導監督基準を満たしていない無認可保育施設は、無償化の対象から外す条例をつくること。
11. 会計年度任用職員制度を口実にした公立保育園の正規職員削減は行わないこと。
12. 保育園での事故を防ぐため、睡眠チェック要員、園外保育要員、プール監視要員を配置すること。
13. 幼児教育・保育の無償化によって生まれた32億円の財源は引き続き子育て支援に使うこと

#### ●障がい児・者

1. 障がいの程度に関わらず障がい児が保育園にいる時間は、1対1の対応ができるようにすること。
2. 人工内耳装用児に対する人工内耳の買い替え、修理費用は高額となっている。静岡・浜松・神戸市では助成がされている。広島市でも市独自の補助制度をつくること。
3. 地域防災会議に障がい者やその家族を参加させないことは障がい者差別である。防災会議に障がい者を参加させるようにすること。
4. こども療育センター、北部子ども療育センター、西部こども療育センターでの診察予約が何か月も待つ実態を改善するため、精神科医、整形外科医、小児科医を早急に正規で雇用すること。
5. 65歳になった障がい者のサービスについて、介護保険を優先する原則を撤廃するよう国に認めること。
6. 障害児の通所支援の利用日数は、子どもの実態や家庭の状況など、個別の事情を十分考慮し、支給決定をすること。とくに、就労する保護者が増加しており、保護者の就

労を家庭の事情として考慮し、希望する場合は「原則日数」を超える利用ができるように支援決定すること。

7. 二葉園、わかば園、なぎさ園の肢体不自由児クラスの年少児からの単独通園を制度化すること。
8. 北部子ども療育センターの通園バス（おひさま号）を新規購入すること。
9. 光町の療育センター建て替え後の給食は直営にすること。
10. 障害者差別禁止条例及び、手話言語条例をつくること。

#### ●介護保険・高齢者

1. 市独自の介護職員の処遇改善加算を復活し、処遇改善を行うこと。
2. 高齢者公共交通機関利用助成制度は廃止せず、敬老パスなどの制度として拡充すること。
3. ヘルパーの生活援助サービス回数が国の規定を超える回数となっている場合、自治体に届け出を行うことになっている。今後、多職種の意見を聴いて他のサービスで代替できないか検討するとしているが、高齢者の実情を知る現場の意向を尊重すること。
4. 地域包括支援センターの公募化は、専門職を非正規、解雇に追いやることになる。よって、公募化はやめること。
5. 国に対し、要介護1、2の生活援助サービスの「総合事業」への移行による介護保険外しを止めるとともに、ケアプランの作成費の有料化の撤回を求めること

#### ●生活保護

1. 長期休業中でも生活保護申請を受け付けるように制度化すること。

#### ●国民健康保険

1. 一般会計からの繰り入れを行い、現状以上に保険料を上げないこと。
2. 保険料の滞納者に対する強引な差し押さえはやめること。
3. 生活保護基準の1.3倍以下の低所得世帯を対象とする、広島市独自の恒常的な低所得世帯のための保険料減免制度を創設すること。
4. 一部負担（3割分）減免制度を継続し、治療が終了するまで利用継続できる制度に

拡充すること。

5. 県単位化後も現状の措置を継続し、資格証の発行をしないようにすること。

## ●被爆者

1. 黒い雨による被爆地域の拡大を迫るために、放射能影響研究所の資料を公開させること。

## 《建設関係》

1. 乗り合いタクシーの実施を求める地域において、市が実現にむけて積極的な役割を果たすこと。また、すでに事業が進められている地区の乗合タクシーの赤字補てん割合を大きくし、地元負担を軽減すること。
2. 広島駅南口再整備事業やアストラムライン延伸、国道2号線延伸など、いまどうしてもやる必要がないのに、巨額の費用がかかる大型事業は中断し、市民を守るために喫緊の課題である防災対策を優先すること。
3. 階段室型市営住宅の設置可能な建物に高齢者対策に有効なエレベーターを設置すること。
4. 市営住宅の修繕費を抜本的に増やし、公募戸数を増やし市民の要望に応えること。
5. 人口が減少しても高齢化が進むなかで公営住宅の需要は高まっており、市営住宅は減らさず増やす政策に転換すること。
6. 住宅セーフティーネット法の趣旨に沿い、登録住宅の目標値をもち、着実に実績をあげるよう取り組むこと。
7. 全ての公共施設のトイレの洋式化とあわせ、シャワー付きトイレの整備を促進すること。
8. 出島から吉島方面へ高速3号線沿いの無料道路となる国道の橋を早期に整備するよう国に要請すること。
9. バス路線の再編において、運行ルートや便数の変更について、地域住民の利便性が損なわれることがないように、生活交通としての役割を重視して慎重に検討すること。同時に、生活圏内にある重要な施設(スーパー・病院・公共施設・駅)に公共交通でアクセスできるような地域交通の確保を行うこと。

10. 安芸バイパスの早急な全線開通にむけ、地域住民の切実な要望であることを十分ふまえて取り組みを強化すること。
11. 道路の白線・カーブミラー・ガードフェンスなどの新設・補修の予算を増やして、住民の要望にスムーズにこたえ道路の安全が図れるようにすること。  
横断歩道の白線が常に明瞭であるよう、県警に対し予算を抜本的に拡充するよう強く要請すること。

#### 《災害対策》

1. 急傾斜地対策事業には融資ではなく補助金を出すようにすること。  
予算を抜本的に増やし、早期に整備完了できるように取り組むこと。
2. 災害により崩れた民有林の安全対策に対する補助制度を創設すること。
3. ハザードマップの見直しにより、危険性の高いイエローゾーンとなった地域に暮らす世帯に対する安全対策工事に何らかの補助制度を設けること。
4. レッドゾーン内にある民家の転居を促進できる有効な支援策を検討すること。
5. 荒下地区に整備する安佐市民病院が、豪雨などによる河川氾濫の被害を受けることがないよう、安全対策に十分な検討を行い必要な対策を行うこと。
6. 活断層の上は、公共施設だけでなく、民間の建物の建築も制限すること。
7. 被災住宅を再建するまでの間は、固定資産税を免除すること。
8. 床下浸水でも経済的支援ができるよう生活支援金の対象を広げること。
9. 被災者の医療費窓口負担減免や介護保険の負担金の減免制度を生活再建の見通しがつくまで延長すること。
10. 災害復旧工事の入札が不調に終わるケースが増えている。公共工事は災害対策を優先すること。